

月次総会議事録

令和7年(第7回)加古川市農業委員会月次総会

令和7年7月24日(木)

加古川市役所新館9階 191会議室に委員を招集し、開催する。

出席委員

1 堀江 保充	2 都倉 正	3 井相田 つや子
4 道清 真有子	5 東田 富能	6 馬田 禧紹
7 橋本 末弘	8 前田 祥道	9 藤原 正樹
10 都倉 澄子	11 岡本 善四郎	12 庄司 学
13 長井 義弘	14 柳 晴久	15 柿本 真千代
17 久保田 四郎	18 丸山 良作	

欠席

12 庄司 学

事務局

局長 福井 大介 主査 橋本 英 主査 新瀨 邦大

農林水産課

農政係 主事 原田 遼太 書記 甲斐 彩香

現地調査(西地区)

7月18日(金) 午前9時10分から

馬田会長、前田農地委員長、長井委員、柿本委員 事務局2名

現地調査(東地区)

7月18日(金) 午後1時15分から

馬田会長、前田農地委員長、久保田委員、道清委員 事務局2名

馬田 禧紹 会長 議長席へ

開会時刻 午前 10時00分

議長 ただ今より、令和7年第7回の月次総会を開催いたします。
本日の委員の出席状況を事務局より報告願います。

事務局 委員の出席状況を報告いたします。
委員定数 18名
委員現在数 17名
本日の出席委員数 16名
以上です。

議長 事務局の報告は終わりました。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により月次総会の成立を認めます。
議事に先立ちまして、議事録署名委員の選任を議長に一任願えますか。

異議なし

議長 異議なしの声がありましたので、13番 長井 義弘 委員、14番 柳 晴久 委員、両名よろしくお願ひいたします。

議長 それでは議事に入ります。
議案第76号を議題といたします。
議案第76号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書2ページをご覧願います。
この議案は、農地の権利移転、または権利設定をするために、農地法第3条の規定による農業委員会の許可を受けようとするものです。
議案説明の前に、議案書の訂正をお願いします。議案書4ページの8番の案件について、備考欄に農地所有適格法人と追記くださるようお願いいたします。
それでは、議案を朗読いたします。
議案第76号 農地法第3条の規定による許可申請に対する許可を求めること。
1 加古川町栗津■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。
2 加古川町大野■■■■、■■■■平米 外2筆、計■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。
3 八幡町宗佐■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さんへ。

議案書3ページをご覧ください。

4 平荘町里■■■■、■■■■平米 外6筆、計■■■■平米。■■■■

■■■■さんから、■■■■さんへ。

5 上荘町国包■■■■、■■■■平米。■■■■さん 外1名から、■■■■

■■■■さんへ。

6 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■

■■■■さんへ。

議案書4ページをご覧ください。

7 東神吉町神吉■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、■■■■さ

んへ。

8 志方町上富木■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■

■■■■さんから、■■■■株式会社へ。農地所有適格法人。

9 志方町投松■■■■、■■■■平米 外1筆、計■■■■平米。■■■■

■■■■さんから、■■■■さんへ。

いずれの案件についても、申請地及び譲受人の所有地並びに現耕作地の現況が農地であることを地元委員により確認しております。

つきましては、別紙、審議参考資料1～3ページのとおり、事務局の書面審査、及び、地元委員の現地調査により、不許可要件を列記した農地法第3条第2項各号には該当していないと見られることから農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第76号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第76号について、許可することに決定して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第76号について、許可することに決定いたします。

議長 次に、議案第77号を議題といたします。

議案第77号の12件については、6月11日から7月10日までに、農地法第3条、第1項に規定された許可を必要としない、相続等による農地の所有権の取得に関して、届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第78号を議題といたします。
議案第78号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書9ページ、審議参考資料4ページをご覧ください。
この議案は、農地転用するために、農地法第4条の規定による県知事の許可を受けようとして申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第78号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 野口町水足 []、 [] 平米のうち [] 平米。 []

[] さん。貸露天駐車場、貸露天資材置場及び露天資材置場。始末書添付。

2 志方町野尻 []、 [] 平米のうち [] 平米。 []

[] さん。住宅用地。始末書添付。

この案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料4ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。
まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

道清委員 議席番号4番 道清です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年7月18日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、久保田委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第78号の1番。申請の土地の位置は水足の東、現況は畑及び雑種地。申請地の周囲は、東が道路、西が道路、南が宅地及び雑種地、北が宅地及び畑となっており、隣接農地への影響はないものと思われま。地元立会委員は、乾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年7月18日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、柿本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第78号の2番。申請の土地の位置は野尻の西、現況は宅地。申請地の周囲は、東が畑、西が宅地、南が道路、北が宅地となっており、隣接農地

への影響はないものと思われます。地元立会委員は、丸山委員、藤原委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第78号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第78号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第78号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第67号を議題といたします。
議案第67号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書1ページ、審議参考資料5ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

なお、この案件につきましては、先月の第6回月次総会案件の中で聞き取り調査を行った際、隣接農地所有者より、申請者所有の太陽光発電施設において草刈り等管理が行われていないとの意見がありましたので、申請者には適正な管理を行ったうえで再度隣接者に同意を求めるよう要請し、対応が行われるまで審議を保留とさせていただいておりましたものです。

このたび申請者より、所有地の草刈りを行った上であらためて隣接者に同意を求めたもののやはり同意が得られなかった、との疎明書が提出されたため、再度ご審議いただくものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第67号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

7 東神吉町升田■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。太陽光発電施設用地。隣接同意不添付。疎明書添付。

8 東神吉町升田■■■■、■■■■平米。■■■■さんから、株式会社■■■■へ。太陽光発電施設用地。隣接同意不添付。疎明書添付。

この案件につきましては、先月、定例現地調査を実施しております。
つきましては、別紙、審議参考資料5ページのとおり、事務局書面審査及び
定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考え
ております。

以上よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第67号について、ご意
見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第67号について、許可相当の意見書を
添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第67号について、許可相当の意見書を添付し
て県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第79号を議題といたします。
議案第79号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書10ページ、審議参考資料6ページをご覧ください。
この議案は、農地転用を伴う権利移転、または権利設定するために、農地
法第5条の規定による県知事の許可を受けようと申請されたもので、地元農
業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第79号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見書添付
のこと。

1 加古川町大野■■■■ 外1筆、計■■■■ 平米。■■■■ さんから、
■■■■ へ。露天駐車場用地。

2 野口町水足■■■■、■■■■ 平米。■■■■ さんから、株式会社 ■
■■■■ へ。太陽光発電施設用地。

3 野口町北野■■■■ 外1筆、計■■■■ 平米。■■■■ さんか
ら、■■■■ さんへ。住宅用地。始末書添付、建築許可申請併願。

4 平荘町養老■■■■ 外1筆、計■■■■ 平米。■■■■ さんから、
■■■■ さんへ。露天駐車場用地。

議案書11ページをご覧ください。

5 志方町細工所■■■■、外1筆、計■■■■ 平米。■■■■ さ
んから、株式会社 ■■■■ へ。太陽光発電施設用地。隣接同意不

添付、疎明書添付。

全ての案件につきまして、定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料6～7ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、農地法に規定する許可基準を満たしているものと考えております。

以上よろしくご審議願います。

議長 現地地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番から3番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

久保田委員 議席番号17番 久保田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年7月18日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、藤原委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第79号の1番。申請の土地の位置は大野の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が水路、南が水路、北が水路・道路となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、庄司委員でした。

次に、議案第79号の2番。申請の土地の位置は水足の北、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が雑種地、西が道路、南が雑種地、北が雑種地となっており、隣接に農地はありません。地元立会委員は、乾推進委員でした。

次に、議案第79号の3番。申請の土地の位置は北野の北、現況は休耕田及び宅地。申請地の周囲は、東が分筆畑、西が道路、南が水路・道路、北が雑種地となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。以上2件、地元立会委員は、乾推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、4番並びに5番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

長井委員 議席番号13番 長井です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年7月18日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、柿本委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第79号の4番。申請の土地の位置は養老の西、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が田、西が道路、南が田、北が水路となっており、隣接農地への影響はないと思われます。地元立会委員は、都倉正委員、都倉澄子委員、道清委員、来田推進委員、藤原推進委員でした。

次に、議案第79号の5番。申請の土地の位置は細工所の中、現況は休耕田。申請地の周囲は、東が道路、西が宅地、南が畑、北が畑となっており、隣接農地への影響はないものと思われます。地元立会委員は、丸山委員、藤原委員、安本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わりました。議案第79号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第79号について、許可相当の意見書を添付して県に進達して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第79号について、許可相当の意見書を添付して県に進達することに決定いたします。

議長 次に、議案第80号を議題といたします。
議案第80号の1件については、6月11日から7月10日までに、農地法第4条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第81号を議題といたします。
議案第81号の3件については、6月11日から7月10日までに、農地法第5条転用届出、専決処理された報告事項でございますので、事務局の議案朗読及び説明は省略いたします。

議長 次に、議案第82号を議題といたします。
議案第82号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書14ページ、審議参考資料8ページをご覧ください。
この議案は、農業振興地域農用地以外の農地で、20年以上農地性がないこと、または自然災害により非農地となった土地で、農地への復旧が著しく困難であること、もしくは耕作放棄地のうち農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難であること、または周囲の状況から見て、その土地を農地として復元しても継続して利用することができないと見込まれることから、地目変更のため、農地法第2条に規定する農地でないことの証明を願い出されたものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第82号 非農地証明願承認のこと。

1 平岡町二俣■■■■、■■■■平米。■■■■さん 外1名、昭和49年より。

2 平荘町里■■■■、■■■■平米。■■■■さん、平成4年4月頃より。

3 平荘町西山■■■■、■■■■平米。■■■■さん、昭和49年頃より。

4 志方町野尻■■■■、■■■■平米。被相続人■■■■ 相続人■■■■さん、平成10年以前より。

この案件につきまして定例現地調査を実施しております。

つきましては、別紙、審議参考資料8ページのとおり、事務局書面審査及び定例現地調査により、非農地証明基準を満たしているものと考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 現地調査をされた委員の報告をお願いします。

まず、1番の案件について、東地区調査班の委員から報告をお願いします。

久保田委員 議席番号17番 久保田です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年7月18日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、道清委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第82号の1番。申請の土地の位置は二俣の南東。現況は駐車場となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、山本推進委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 次に、2番から4番の案件について、西地区調査班の委員から報告をお願いします。

柿本委員 議席番号15番 柿本です。現地調査の結果を報告します。調査日時は令和7年7月18日、調査者は、馬田会長、前田農地委員長、長井委員と私、事務局2名の、合計6名で実施しました。

議案第82号の2番。申請の土地の位置は里の西。現況は駐車場となっており、申請どおりかと思われま。

次に、議案第82号の3番。申請の土地の位置は西山の西。現況は宅地となっており、申請どおりかと思われま。以上2件、地元立会委員は、都倉正委員、都倉澄子委員、道清委員、来田推進委員、藤原推進委員でした。

次に、議案第82号の4番。申請の土地の位置は野尻の西。現況は宅地及び山林となっており、申請どおりかと思われま。地元立会委員は、丸山委員、藤原委員でした。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明、並びに現地調査された委員の報告は終わります。

した。議案第82号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第82号について、承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第82号について、非農地証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第83号を議題といたします。
議案第83号について、事務局の議案朗読及び説明を願います。

事務局 議案書15ページをご覧ください。
この議案は、市街化区域内の農地については、今後20年間、市街化区域外の農地については、生涯、それぞれ自ら耕作するとして、相続税の納税猶予の適用を受けようとするものです。

それでは議案を朗読いたします。

議案第83号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願承認のこと。

1 野口町二屋■■■■、■■■■平米。相続人 ■■■■さん、被相続人 ■■■■さん、同居。

この案件については、地元委員による現地調査及び聞き取り調査により、相続人自ら農地を所有し、耕作するとの報告をいただいております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案朗読及び説明は終わりました。議案第83号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第83号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第83号について、原案のとおり、適格者証明願いを承認することに決定いたします。

議長 次に、議案第84号を議題といたします。
議案第84号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書16ページ、審議参考資料9～11ページをご覧ください。
この議案は、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定に基づき、農地中間管理機構である公益社団法人 ひょうご農林機構が農用地利用集積等促進計画を定めようとするもので、その計画案を策定するにあたり、同機構加古川農地管理事務所から農業委員会の意見を求められたものです。

それでは議案をご説明いたします。今回の議案は、八幡町上西条、平荘町山角、上荘町井坂の計3地区において、合計6筆、3,984平米をひょうご農林機構が借り受け、それぞれ担い手へ転貸しようとするものです。なお、権利設定の期間は、すべて公告日から、令和17年12月31日までとなっています。

権利の設定を受ける借受者について、八幡町上西条地区及び上荘町井坂地区については、地域内の農業を担う者として地域計画における目標地図に位置付けられています。また、平荘町山角地区については、当該地区で6筆貸借により耕作している方が耕作放棄地を解消し規模拡大を図ろうとしています。以上のことから、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項第2号並びに第3号に規定する、すべて耕作要件や常時従事要件を満たしており、適正な計画と考えております。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第84号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第84号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第84号について、農業委員会として問題ないものとして、公益社団法人ひょうご農林機構 加古川農地管理事務所長に回答することに決定いたします。

議長 次に、議案第85号を議題といたします。
議案第85号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 議案書17ページから18ページをご覧ください。この議案は、農業経営基盤強化促進法第19条第1項に基づき作成された地域計画について、その計画の一部を変更しようとするもので、同条第6項の規定により加古川市長から意見を聴かれたものです。

変更する内容については、わずかな区域の農地転用を行うため地域計画の区域から外すもので、担い手に位置づけられた農業者の集積面積も変わらず、計画全体への影響は限定的なものです。

また、4地区とも農業団体長の同意を得ており、また地元委員に意見聴取したところ支障がないとの回答があったことから、加古川市農業委員会農地法事務に関する専決処理規程第2条の2第2項を準用し、7月18日付で会長専決により市長へその旨を回答したことを報告いたします。以上です。

議長 議案第85号については報告議案ですので、以上といたします。

議長 ここで事務局の入れ替えを行います。

(事務局退席。農林水産課農政係着席。)

議長 次に、議案第86号を議題といたします。

議案第86号については、橋本末広委員が役員を務める法人に関する事項ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限に抵触することから、橋本委員に退席を願い、審議を行います。

それでは、橋本委員の退席をお願いします。

(橋本末広委員退席)

議長 では、議案第86号について、諮問原課である農林水産課の議案朗読及び説明を願います。

農林水産課 失礼いたします。農林水産課農政係の甲斐と申します。はじめに、農業経営改善計画の認定制度について、ご説明いたします。

この認定制度は、効率的・安定的な農業経営体を目指して、農業経営を改善しようとする農業者が、農業経営基盤強化促進法第12条第1項に基づき、経営改善のための計画書を作成の上、市に申請し、市は同条第5項に基づいて、その計画を認定しようとするものです。

つきましては、農業委員会のご意見を賜りたく、今回の委員会に上程させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

それでは議案についてご説明いたします。

議案第86号 農業経営改善計画の認定について意見を求めること。

議案20ページ及び審議参考資料の12ページをご覧ください。農業経営

改善計画の概要についてご説明いたします。申請者の住所は、加古川市神野町神野■■■■■。申請者は、株式会社■■■■■様です。株式会社■■■■■様は、認定農業者として認定されておりましたが、このたび認定期間が終了し、再認定のため農業経営改善計画認定申請書を提出されました。

続きまして、議案21ページをご覧ください。① 農業経営体の営農活動の現状及び目標について。現状及び目標とする営農類型は、複合経営です。② 農業経営の規模拡大に関する現状及び目標についてですが、水稻の現状は、作付面積4,999a、生産量211tで、目標は、作付面積5,070a、生産量238tです。大麦の現状は、作付面積3,496a、生産量112tで、目標は、作付面積3,590a、生産量135tです。露地野菜の現状は、作付面積249a、生産量108tで、目標は、作付面積300a、生産量134tです。

続きまして、議案22ページをご覧ください。③ 生産方式の合理化に関する現状と目標・措置について。神野地区環境保全型農業協議会を通じて化学肥料、農薬の使用量削減を図ります。各支店が有する代掻き、均平耕起、畝立、予防等主要農作業における優れたスキルを4支店間で共有し全体としてのスキルアップを図ります。大麦の収量増やすために排水路の整備を行い、JA兵庫南の指導協力のもと露地野菜の作付面積の拡大を図ります。④ 経営管理の合理化に関する現状と目標・措置について。各支店の経営資料、生産記録を4支店で共有し各支店の経営改善、生産性向上に役立てます。緊急時には各支店間で農機の融通を図り出費の節約を図ります。⑤ 農業従事者の態様の改善に関する現状と目標・措置について。平日、会社等に勤務している者が後継者として営農活動に参加しやすいように休日での農作業を計画します。農機の更新により労働時間の削減を図ります。各支店の事務所に簡易トイレを備え、農機具の洗浄、予防用の水の確保、倉庫内の清掃等のため水道設備を設置します。最後に⑥ その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置について。高齢者からの農地の維持管理依頼に有料対応し各支店の収益向上を図ります。

以上で説明を終わります。なお、この案件について、事務局による書面審査を実施しております。つきましては、認定要件に該当していると考えております。以上、よろしくご審議願います。

議長 この案件について、聞き取り調査された委員から報告をお願いします。

久保田委員 議席番号17番 久保田です。株式会社■■■■■の農業経営改善計画について、令和7年7月18日、市役所農業委員室にて、馬田会長、前田委員、道清委員及び私、また農業委員会事務局3名及び農林水産課職員2名の同席のもと、■■■■■の代表取締役■■■■■氏にヒアリングを行いましたので、その概要を報告いたします。

当法人の特徴的なところは、本店機能として、農地の利用権を法人に集約し、経営方針、出荷契約、経営管理を行い、4集落、東神野、神野西、西之山、西条の営農組織を支店とし、ほ場ごとの作業計画や個人所有の農業機械の利用、キャベツや白菜など露地野菜の栽培管理作業や集出荷・調整作業は4支店が行うこととしています。

この度の経営改善計画の内容は、1点目、大麦の増収に向け、排水路の整備を行いうこと。2点目、JA兵庫南の指導・協力のもと、露地野菜の作付面積の拡大を図ること。3点目、農機の更新により、農業従事者の労働時間の削減を図ること。4点目、高齢者からの農地の維持管理依頼に有料で対応することで、各支店の収益向上を図ること、となっております。

先日実施したヒアリングにおいて、申請者は、現時点ですでに多くの方から農地を預かっているが、今後、農地を預けたいという方がさらに出てくるのではないかと考えている。それらを預かるなどして、目標年に向けて収益を伸ばしていきたいとおっしゃっていました。

地域内の農地・労働力・農業機械の有効活用を図りながら、地域農業の維持・発展を目指した株式会社 [] の農業経営改善計画は適正なもの判断いたします。

以上、よろしくご審議のほどお願いいたします。

議長 農林水産課の議案朗読及び説明、並びに聞き取り調査された委員の報告は終わりました。議案第86号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 異議なしの声がありました。議案第86号について、原案のとおり承認して異議ございませんか。

異議なし

議長 異議なしと認めます。議案第86号について、農業委員会として問題ないものとして、加古川市長に答申することに決定いたします。
それでは、橋本委員に着席願います。

(橋本 末広 委員 着席)

議長 ここで、再度事務局の入れ替えを行います。

(農林水産課農政係退席。事務局着席。)

議長 次に、議案第72号を議題といたします。

議案第72号について、事務局の議案説明を願います。

事務局 追加の議案書をご覧ください。

この議案は、農地法第18条第1項の規定による農地等の賃貸借の解除について、県知事の許可を受けようと申請されたもので、農業委員会の意見を添付し、県知事に進達しようとするものです。

それでは、議案を朗読いたします。

議案第72号 農地法第18条第1項の規定による許可申請に対する意見書添付のこと。

1 尾上町養田■■■■■ 外1筆、計■■■■■平米。貸人 ■■■■■さん、借人 ■■■■■さん。権利の種類 残存小作。

なお、この案件につきましては、先月の第6回月次総会においてご審議いただいています。その際、借り人側から農事調停が裁判所へ提出されており、今後農事調停の場において話し合いが行われ、合意される可能性もある中で、農業委員会が許可・不許可の判断をすることは難しいのではないかというご説明を申し上げ、農業委員会の意見を定めることなく今月の総会に再度上程させていただいております。その後、8月に農事調停が行われる予定との連絡が入っているため、今月についても、農業委員会が許可・不許可の判断をすることは難しいと考えています。

以上、よろしくご審議願います。

議長 事務局の議案説明は終わりました。議案第72号について、ご意見を承ります。

異議なし

議長 さきほど事務局から説明のあったとおり、農事調停の場で話し合いが行われる可能性がある中で、農業委員会の意見をまとめるのは難しいため、本件については引きつづき採決を行わず、保留としたいと思います。異議ございませんか。

異議なし

議長 では、議案第72号については保留といたします。

議長 皆様方のご協力により、月次総会の議事はすべて終了いたしました。これにて月次総会を閉会といたします。

(閉会時刻 午前11時5分)

加古川市農業委員会

会 長 馬 田 禧 紹

令和7年7月24日

署名委員（13番）

署名委員（14番）